

**新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小企業・小規模事業者の方は申告により令和3年度分の固定資産税が軽減されます**

◆**対象者** 新型コロナウイルスの影響により令和2年2月から10月の間で、連続する3か月間の事業収入の合計が前年同期と比べて30%以上減少した中小事業者等

※中小事業者等とは

- ・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本または出資を有しない法人で、従業員1,000人以下の法人
- ・従業員1,000人以下の個人

ただし、大企業の子会社は対象外

◆**軽減の対象** 対象者が所有する事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税（土地は対象外）

◆**軽減内容** 次の①、②のいずれかの条件により軽減されます。

①事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合…全額軽減

②事業収入が前年同期比で30%以上50%未満減少している場合…軽減率1/2

◆**申告方法** 事業収入割合（収入減の状況）など申告内容について、認定経営革新等支援機関等（税理士、公認会計士、商工会等）の確認を受けたのち、確認を受けた申告書（原本）と同支援機関に提出した書類（写し可）を提出してください。

◎申告には認定経営革新等支援機関等による確認が必要ですので、お早めにご準備ください。

◎詳しくは、大山町役場ホームページをご覧ください。また、申告書の様式は、税務課・各支所総合窓口室にあります。

◆**提出期限** 2月1日（月）※期限を過ぎると軽減の適用ができません。

◆**提出先** 税務課、各支所総合窓口室

◆**問い合わせ先** 税務課 ☎0859-54-5208

**償却資産申告書の提出は2月1日（月）までです**

町内に事業用資産を所有している個人または法人は、毎年1月1日現在で所有する償却資産の申告が必要です。期限内の申告にご協力ください。

特に、確定申告で事業の必要経費に減価償却費を計上される場合は、この申告漏れがないか、ご注意ください。

◆対象となるもの

その事業のために用いることのできる機械・器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品あたりの取得価額が原則10万円以上のもの

※自動車税・軽自動車税の対象になるものは、償却資産の対象になりません。

※これまでに申告をされたことがない方でも、事業用の資産をお持ちであれば対象となりますので申告をしてください。

※申告書は税務課及び各支所総合窓口室にあります。

◆**提出期限** 2月1日（月）

◆**提出先** 税務課、各支所総合窓口室

☎ 税務課 ☎0859-54-5208

申告対象となる償却資産（例）

【農業】 乾燥機、動力噴霧器、堆肥舎、定植機など

【漁業】 漁船、漁網、魚群探知器、無線機など

【小売店】 商品陳列ケースなど

【理容業・美容業】

理美容椅子・洗面設備・サインポールなど

【飲食店】 厨房設備、レジスター、冷蔵庫など

【再生可能エネルギー発電事業】

太陽光パネル、架台、附属装置など